

会議開催の公表

附属機関等の名称	沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会
開催日時	令和6年10月18日（金） 13:15～16:50
議題	審議事項1 宮古青少年の家に係る指定管理者の選定について 審議事項2 石垣青少年の家に係る指定管理者の選定について
公開・非公開の別	非公開
非公開の場合の理由	指定管理者の選定に係る調査審議であるため（沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第9項）
傍聴要領	<p>1 傍聴する場合の手続き</p> <p>(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所または所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。</p> <p>(2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の30分前からです。</p> <p>(3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。</p> <p>(4) 会議の傍聴定員は、別に定める場合を除き10名です。</p> <p>2 会議の秩序の維持</p> <p>(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。</p> <p>(2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。</p> <p>(3) 傍聴希望者が3の規定に違反する恐れがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。</p> <p>3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項</p> <p>傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。</p> <p>(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。</p> <p>(2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。</p> <p>(4) 会議において、飲食または喫煙をしないこと。</p> <p>(5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、審議会の会長の許可を得ること。</p> <p>(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。</p>
所管課等	沖縄県教育庁生涯学習振興課
問い合わせ先	管理班 担当 小池・仲西 ☎ 098-866-2746
備考	